

民法における4段階アルゴリズムの具体化

請求権パターン

- 1 当事者確定 (本問のケンカ (トラブル) の当事者は誰と誰か、確定する。)
- 2 言い分 (上記1で確定した当事者の身になって、相手にケンカを売る。)
(1) 「物よこせ！」
(2) 「金払え！」と「(行為) をしろ！」
- 3 法的構成 (上記2で立てた言い分を実現する効果のある条文を探す。)
(1) 物権に基づく請求 (上記2(1)は原則としてこちら。)
ア 物権的返還請求 (202条1項・200条1項) : ①自己物権②相手方占有
イ 物権的妨害排除請求 (202条1項・198条) : ①自己物権②相手方妨害
ウ 物権的妨害予防請求 (202条1項・199条) : ①自己物権②相手方妨害のおそれ
(2) 債権関係に基づく請求 (上記2(2)はこちら。)
ア 約定債権関係←当事者間に契約 (債権債務) 関係がある場合
→契約各則 (贈与〜和解) のうち、どれに当たるか検討する。
→どれかに当たった場合 (典型契約)
⇒その中の規定に従って処理する。
→どれにも当たらなかった場合 (非典型契約)
⇒契約の文言と当事者の合理的意思を解釈して処理する。
イ 法定債権関係←当事者間に契約 (債権債務) 関係がない場合
(ア) 事務管理 (697条) ⇒好意でやってあげた費用を請求 (702条)
(イ) 不当利得 (703〜4条) ⇒損した人が得た人に不当利得返還請求
(ウ) 不法行為⇒被害者側が加害者側に損害賠償請求
→一般不法行為 (709条) + 特殊不法行為 (714〜719条)
- 4 あてはめ (上記3で構成した条文の文言に、問題文の事情を“代入”する。)
→文言にあてはまりにくい場合や、文言の意味が明らかない場合には、条文の趣旨から解釈する。(明文にない文言を解釈で導く場合もある。)

4Aを、**各科目の特性に応じて具体化した即戦力の解法パターン**を提示します。

要件事実論といった、最近の本試験で求められている **実務的なテクニック**に基づいて、論文式問題の解法を組み立てています。

論文解法パターン講義

解答過程

当事者確定

⇒D vs C

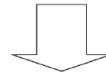
Dの言い分

⇒甲土地を明け渡せ (物よこせ)

法的構成

⇒所有権に基づく物権的返還請求 (民法202条1項・200条1項)

→①自己所有、②相手方占有という要件にあてはめる。



①自己所有

問題文L1〜2: “Aは、～自己の所有する甲土地について税金の滞納による差押えを免れるため、息子Bの承諾を得て、AからBへの甲土地の売買契約を仮装” →94条

②相手方占有

問題文L3〜4: “甲土地の上に乙建物を建築”

問題文L9: “乙建物をCに引き渡した”

→Cは、乙建物の占有を通じて、甲土地を占有している。



反論: CはBとの間で甲土地賃貸借契約+乙建物について“C名義の所有権移転登記” (問題文L7〜8)

→「第三者」にも対抗できる (借地借家法10条1項) 占有権原あり?

⇒B C間とは他人 (A) 物賃貸借 (民法559条、560条@平21.5.23 (賃貸借契約時))



全ての論文式問題を、4A (を具体化した解法パターン) で解いていきます。

問題文のどこに着目し、どのように考えて解きほぐし、答案を作っていくのか、解答プロセスの全てを実演・明示します。

各問題の解答プロセスは、**受験生の視点に立って講義で実演します**が、聞き逃しても大丈夫のように、レジュメにも掲載しています。